

高齢者が安心して暮らせる社会のために

介護保険事業計画の策定と介護保険料を改定

「まえばしスマイルプラン」策定

一人一人が輝く社会の実現を

本市の高齢者施策・介護保険制度全般にわたる計画「まえばしスマイルプラン（老人福祉計画・第4期介護保険事業計画）」を策定しました。4つの基本理念を掲げ、本年度から平成23年度までの3カ年計画で施策を展開。誰もが共に支え合い、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。この計画は市役所介護高齢課・情報公開コーナー、市立図書館、各支所で閲覧できるほか、本市ホームページにも掲載しています。

問い合わせは
介護高齢課 ☎898-6152

4つの基本理念と施策

- 理念1 生きがいのある生活を送るための施策の充実**
 - 生きがい活動支援の充実 ● ともに生きるまちづくり
- 理念2 いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進**
 - 健康づくりの支援と保健事業の推進 ● 介護予防事業の推進（地域支援事業） ● 包括的支援事業の充実（地域包括支援センター機能の充実） ● 地域医療の充実
- 理念3 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立**
 - 介護予防・居宅介護サービスの充実 ● 地域密着型サービスの充実 ● 施設介護サービスの充実 ● 在宅支援サービスの充実
- 理念4 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり**
 - サービス選択における自由確保の仕組みづくり ● 権利擁護の仕組みづくり

高齢者の現状

高齢者の割合

本市の高齢者（65歳以上）の数は、昨年10月時点で7万6,073人。高齢化率（全人口に占める65歳以上の人の割合）は22%です。今後さらに高齢化は進み、平成23年には23.4%となるが見込まれます。

要介護等認定者数の推移

昨年度の要介護等認定者数は1万1,728人（65歳以上人口に占める割合は15.4%）。今後も増加し、平成23年度には1万3,162人（同16.5%）になるが見込まれます。

重点的な取り組み

- **介護予防の充実・強化**
 - 効果的な介護予防実現のため、介護予防事業の普及啓発に努め、定着を図ります。
 - すべての高齢者に新さわか健診の受診を勧め、その結果に応じて「ピンちゃん！元氣塾」などへの参加を呼びかけます。
- **地域での自発的な介護予防の取り組みを広めるため、自主グループの立ち上げ支援や**

介護予防・認知症サポーターの育成を行います。

地域包括支援センター機能の拡大・強化

● 本年度、直営の地域包括支援センターを2カ所から3カ所に増設。さらに在宅介護支援センターを再編成し、委託による地域包括支援センターを7カ所、その窓口機能を13カ所新たに開設し、身近な地域での相談・支援機能の充実を図ります（各圏域の地域包括支援センターは下表のとおり）。

● 高度な相談・支援を行うため、すべての地域包括支援センターを統括する基幹機能を整備し、地域包括支援センター間の情報共有・連携を強化します。

重点的な取り組み

- **各圏域の地域包括支援センターを核に、自治会、NPO・ボランティア、民生委員、医療機関など、多職種・多機関が連携する地域に根付いた「地域包括支援ネットワーク体制」の構築を目指し、孤立死・高齢者虐待・認知症高齢者支援への対応に取り組みます。**
- **地域密着型サービス基盤の整備**
 - 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、すべての日常生活圏域にグループ

地域包括支援センター（高齢者総合相談機関）			
センター名称	担当圏域	所在地	電話番号
中央	北部・若宮・城東・中部・中川・文京・南部	本町一丁目5-2	898-6275
南部	上川淵・下川淵	朝倉町 830-1	265-1700
桂萱	桂萱	江木町 1225-1	264-0808
東	東	川曲町 536	280-5590
西部	元総社・総社・清里	大友町三丁目 22-9	255-3100
南橘	南橘	関根町 668	235-3577
永明	永明	天川大島町三丁目 705	290-2880
城南	城南	上増田町 600	267-9898
東部	大胡・宮城・粕川	堀越町 1115	283-1112
北部	富士見・芳賀	富士見町田島 240	288-1133

● ホームを整備します。
● 小規模多機能型居宅介護を新たに3カ所整備予定。北部・中部圏域、東圏域、永明圏域への配置を計画します。
● グループホームと小規模多機能型居宅介護のセットでの整備と、2ユニット型グループホームを整備します。

介護保険料額が改定に

保険料は7区分から9区分に変更

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料額が、3年ごとの見直しにより本年度から改定になりました。7月中旬には本年度市民税額などを基に介護保険料を算定し、納入通知書を送付します。

問い合わせは
介護高齢課 ☎898-6159

区分	対象	料率	保険料額		改定幅
			平成20年度	平成21年度	
第1段階	(ア)生活保護を受給している人 (イ)市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.5	2万4,400円	2万2,300円	△2,100円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の合計所得と年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.5	2万4,400円	2万2,300円	△2,100円
第3段階	市民税非課税世帯で第1・第2段階以外の人	基準額×0.75	3万6,600円	3万3,500円	△3,100円
特例第4段階	市民税本人非課税で世帯員が課税の人で、本人の合計所得と年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.875	4万8,800円	3万9,100円	△9,700円
第4段階	市民税本人非課税で世帯員が課税の人で、特例第4段階以外の人	基準額		4万4,700円	△4,100円
第5段階	市民税課税（合計所得金額が125万円未満）の人	基準額×1.125	6万1,000円	5万200円	△1万800円
第6段階	市民税課税（合計所得金額が125万円以上200万円未満）の人	基準額×1.25	7万3,200円	5万5,800円	△5,200円
第7段階	市民税課税（合計所得金額が200万円以上400万円未満）の人	基準額×1.5		6万7,000円	△6,200円
第8段階	市民税課税（合計所得金額が400万円以上）の人	基準額×1.75	8万5,400円	7万8,200円	△7,200円

※平成20年度保険料額は、平成20年度の前橋市の保険料です。

3年で見直し 介護保険事業

急速に高齢化が進む中、女性や高齢者による介護負担が増加。家族だけでは介護を支えきれないのが現状です。家族や本人の努力を社会全体で支え、高齢者の自立を助けるというのが介護保険の精神。介護保険料は、半分を国や県市で負担し、残り半分を40歳以上の加入者が納付した保険料で賄う仕組みです。

介護保険料は40歳以上が対象

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

加入しているそれぞれの医療保険の保険料と一括して算定。なお、介護保険料額は加入している医療保険の算定方法により決まります。詳しくは、加入する健康保険組合などに確認してください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

満65歳になった日（誕生日の前日）の月の分から算定。一人一人が保険料を納めます。

保険料の決め方

4月1日現在の世帯員の市民税課税状況と本人の合計所得金額に応じて、9区分に分

かれます。（表1のとおり）

保険料を滞納すると

特別な事情がなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用するときに、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。

保険料の減免

災害など特別な事情がある人は保険料の減免が受けられることがあります。減免を受けるには申請書と理由を証明する書類の提出が必要です。

保険料の納付は特別徴収や普通徴収で

納付方法

介護保険料の納付方法は、次の3つです。（表2のとおり）
①特別徴収：年金から天引き
②普通徴収：納付書か口座振替
③併用徴収：①②の併用。

仮徴収と本徴収

特別徴収は4月支給の年金から天引きが始まりますが、7月に介護保険料が決まるため4・6・8月は前年度2月納付分と同額を仮に徴収（仮徴収）。仮徴収額と年間保険料額との差額を本徴収額（10・12・来年2月分）で調整して天引きします。

仮徴収額と本徴収額の差が大きいと思われる人は、6月と8月の天引き時に調整。あ

区分	対象	納付方法	平成21年度の納期
特別徴収	老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している人	年金から天引き	4月、6月、8月、10月、12月、来年2月
普通徴収	①老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円未満の人②老齢・退職・遺族・障害年金を受給していない人（軍事恩給・老齢福祉年金受給者など）③年度途中で65歳になった人や転入した人④所得申告などにより、保険料段階が下がった人	納入通知書または口座振替で個別に納付	7月から来年2月までの毎月
併用徴収	特別徴収となっている人が市民税の変更などにより保険料が増額となった場合、差額分を納入通知書（普通徴収）で納める方法を併用することがあります。詳しくは、介護高齢課へ問い合わせください。		

らかじめ通知してから予定の額を変更し、均衡を図ることもあります。

●口座振替

普通徴収の人は口座振替が便利。申し込みは、各金融機関に置いてある「口座振替依頼書」に記入し、金融機関の窓口提出してください。